

# マイナンバー制度 始まる

複数の機関にある情報を効率的に管理  
「通知カード」を10月に簡易書留で送付

コールセンター ☎0570(20)0178  
土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時半～午後5時半

住民票のある全ての人が、1人につき1つ12桁の個人番号を持つ「マイナンバー制度」。社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関にある個人の情報が同一人の情報であることを確認するために導入されます。

## 住民票の住所に送付

10月から一人ひとりにマイナンバーを通知。住民票の住所にマイナンバーの「通知カード」が簡易書留で郵送されます。

「通知カード」には、氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバーが記載されています。「通知カード」を受け取った人は、同封の申請書を提出することで、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

## 個人番号カード

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別

され、e-taxを始め、各種行政サービスが利用できます。ICチップには、所得の情報などプライバシー性の高い個人情報も記録されています。

## 多くの分野で利用

年金や雇用保険、生活保護や福祉の給付など、法律で定められた事務に限って利用されます。また、民間事業者でも、源泉徴収票の作成、健康保険などに関する手続きなどで法律に定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外で利用したり、他人に提供したりすることはできません。

## 「通知カード」をお届けするために 住民票の正確な記録を

問合せ 市民課 ☎(740) 1165

10月に個人番号が記載された「通知カード」が世帯ごとに送付されるため、実態に沿った住民登録が必要となります。次のような場合は速やかに届出をしてください。

- ▶就職・転勤・入学などに伴い住所の異動があった場合
- ▶老人ホームなどの施設に入所している場合
- ▶海外に長期転出した場合
- ▶市に既に転入している場合
- ▶市内で住所が変わった場合

個人番号は、28年1月から使われることとなります。「通知カード」を皆さんの手元に届けられるよう、正確な住民登録にご協力をお願いします。

## 職員を募集します。

市役所で働くということ。地域や市民の皆さんと関わらない職場はありません。市民の役に立つ所。日々ふれあう中で、きっとまちが好きになる。人物重視の採用試験、かわにしのために働きたい。そんなあなたを待っています。



一次試験 **7月26日**

応募締切 事務職 7月15日  
事務職以外 7月6日

職種	採用予定人員	受験資格
事務職	10人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和63年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人</li> <li>・次の要件を全て満たす身体障がい者               <ol style="list-style-type: none"> <li>①昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人</li> <li>②視覚、聴覚、音声・言語機能の障がいまたは肢体不自由により、身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>③通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人</li> <li>④自力により通勤でき、介護者なしに事務職員として職務遂行可能な人</li> <li>⑤活字印刷文による出題・口述による面接試験に対応できる人</li> </ol> </li> </ul>
土木技術職	3人	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、土木に関する専門課程を修了した人または平成28年3月末までに修了見込みの人
建築技術職	1人	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、建築に関する専門課程を修了した人または平成28年3月末までに修了見込みの人
電気技術職	1人	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、電気に関する専門課程を修了した人または平成28年3月末までに修了見込みの人
化学技術職	1人	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、化学に関する専門課程を修了した人または平成28年3月末までに修了見込みの人
保育士	2人	平成2年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を既に持っているか、または平成28年3月31日までに取得見込みの人で、同日までに保育士登録手続きを行い、平成28年4月1日から保育士として勤務できる人

※地方公務員法第16条・学校教育法第9条(欠格条項)に該当する人は受験不可

**事務職** 教養・事務適性試験のみ  
公務員試験対策はいりません

**技術職** 専門試験のみ  
一級または二級建築士資格があれば  
建築技術職は筆記試験がありません

問合せ 職員課 ☎(740) 1142

※保育士については教職員課 ☎(740) 1242へ

**28**年

4月1日採用の職員を右表の通り募集します。希望者は、市所定の申込書または統一応募用紙に必要事項を記入し、7月6日(月)(事務職は15日(水)の午後5時半(必着)までに市役所4階の職員課(保育士は3階の教職員課)へ持参するか、〒666-8501・同課へ簡易書留郵便で郵送を。募集要項は、担当課と中央図書館・大和行政センター・各公民館・アステ市民プラザで配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。1次試験は7月26日(日)です。なお、事務職(高等学校・短期大学卒業程度)・事務職(身体障がい者対象)・消防職・幼稚園教諭については、8月号で案内する予定です。

川西市長



今月の **あんばい** ええ話

## ルールを守り まちのイメージ向上へ

イクでいっぱいになるほどで、私も30年ほど前に腕章を着けて整理を手伝ったことがありましたが、その頃は見違えるようにきれいになったと思います。皆さんがルールを守った駐輪をされて、川西の玄関口である駅前が美しい環境にあると、まち全体のイメージアップに繋がります。また、マナーの向上に意識が向かい、治安も良くなるのではなにかと期待しているところです。一方、国では6月1日から改正道路交通法が施行され、自転車の運転や事故に関する法整備が進んでいます。子どもたちにも、自転車の運転や駐輪のルールをしっかり学んだ上で、安全に利用してもらいたいと思います。

大塩民生

